

富山国際大学 学長
中島 恭一 殿

冠省 先月、インターネットでオキシクロリネーションを検索していたところ、富山国際大学地域学部紀要 創刊号(2001.3)に本多宗高氏の以下のような論文を見つけました。

「資源・環境・リサイクル
ー循環型社会をめざしてー

この論文は、前掲紀要の123頁から165頁(全42頁)にわたるものであり、その中の130頁から146頁(16頁・全頁数の38%)にわたって、拙著「最新リサイクル技術の実際」(オーム社1993年7月30日発行 富山国際大学図書館蔵書目録にあり)の中の章・節のタイトルと文章を一字一句変えることなく、そのまま記載されておりました。(章については前後入れ替えた部分あり)

しかも引用文献の記載もありませんでした。

この吾人がいかなる人かは知りませんが、学生を教育する立場の人であったら、レポートの書き方で著作権侵害問題を教えるはずで

す。知人の大学教授によれば、通常、大学で教授ら専任教員が懲戒解雇されるのは刑事罰が確定した時以外では、セクハラ・パワハラなどのハラスメントや論文盗用があった場合のようです。

元来、論文盗用はそれほど厳しいものであり、嘉田由紀子滋賀県知事の配偶者が、ほんの数行の論文盗用疑惑が持ち上がったあと、最終的に京都大学教授を辞任しているそうです。

本件は、著作をそのまま出典をつけず富山国際大学の紀要に転載した問題であり、通常の数行の無断転載・無断引用とは異なり明らかに刑事罰を伴う著作権法違反そのものだと考えられると言います。

富山国際大学における本件の対応について

本件に関しては、2014年4月25日までに、誠意ある対応と回答をお願いする次第です。

なお、誠意が見られない場合は、著作権法違反・信用毀損・名誉毀損などの刑法違反で刑事告訴することも思料しております。

なお、その場合には、記者会見も開く旨、ご了承下さい。

日本には、故意又は過失により他人の権利を侵害したものは、賠償の責を負うという不法行為を禁じた民法があります。

宜しく対応をお願いする次第です。

忽々

2014年3月17日

〒112-0013 東京都文京区音羽1丁目21番9号

循環資源研究所
村田徳治

Tel-FAX 03-3945-6066

二伸 最新リサイクル技術の実際の表紙・奥付と目次を同封いたします。